

河内長野市新学校給食センター整備運営事業

募集要項

令和6年4月

河内長野市

目次

1. 募集要項の定義	1
2. 事業概要	2
2.1. 事業名.....	2
2.2. 公共施設等の管理者の名称.....	2
2.3. 事業の目的.....	2
2.4. 用語の定義.....	2
2.5. 基本理念.....	3
2.6. 事業の内容.....	4
2.6.1. 本件施設用地の立地条件等.....	4
2.6.2. 施設要件.....	4
2.6.3. 事業方式.....	6
2.6.4. 事業スキーム.....	6
2.6.5. 事業期間.....	6
2.6.6. 業務範囲.....	6
2.6.7. 事業の実施スケジュール（予定）.....	8
2.6.8. 法令等の遵守.....	8
2.6.9. 個人情報保護.....	8
3. 事業者の募集及び選定に関する事項	9
3.1. 事業者の募集及び選定方法.....	9
3.2. 事業者の募集及び選定のスケジュール.....	9
3.3. 参加者が備えるべき参加資格要件.....	9
3.3.1. 参加者の構成等.....	9
3.3.2. 参加者の資格要件.....	10
3.3.3. 構成員の制限.....	11
3.3.4. 河内長野市競争入札参加資格有資格者名簿に登録がない者の参加.....	12
3.3.5. 地域経済への配慮.....	13
3.3.6. 参加資格の確認.....	13
3.4. 参加手続き等.....	14
3.4.1. 募集要項等に関する質問の受付（1回目）.....	14
3.4.2. 募集要項等に関する質問に対する回答（1回目）.....	14
3.4.3. 参加表明書及び参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知.....	14
3.4.4. 募集要項等に関する質問の受付（2回目）.....	16
3.4.5. 募集要項等に関する質問に対する回答（2回目）.....	16
3.4.6. 提案書の受付.....	16
3.5. 優先交渉権者の決定方法等.....	18
3.5.1. 審査.....	18

3.5.2. ヒアリングの実施.....	18
3.5.3. 優先交渉権者の決定.....	18
3.6. 契約に関する基本的な考え方.....	19
3.6.1. 契約の締結.....	19
3.6.2. 参加資格を欠いた場合の対応.....	19
3.6.3. 基本協定書及び契約書の内容変更.....	19
3.6.4. 基本協定書及び契約書作成費用.....	19
3.6.5. 支払方法.....	20
4. その他.....	21
4.1. 議会の議決.....	21
4.2. 情報公開及び情報提供.....	21
4.3. 本事業において使用する言語等.....	21
4.4. プロポーザル参加に伴う費用負担.....	21
4.5. 募集要項等に関する問合せ先.....	21

1. 募集要項の定義

河内長野市新学校給食センター整備運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、河内長野市が設計・施工・維持管理・運営一括発注方式（以下「DBO方式」という。）により発注する河内長野市新学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）に対して本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザルにより募集及び選定するにあたり、本プロポーザルに参加しようとする者（以下「応募者」といい、参加資格審査を通過した者を「参加者」という。）を対象に交付するものである。

また、本募集要項に添付されている以下の資料は、本募集要項と一体のものとする。（以下「募集要項等」という。）

- ・要求水準書
- ・基本協定書（案）
- ・設計・建設業務請負契約書（案）
- ・維持管理・運營業務委託契約書（案）
- ・事業者選定基準
- ・様式集

なお、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等への質問に対する回答によることとする。

2. 事業概要

2.1. 事業名

河内長野市新学校給食センター整備運営事業

2.2. 公共施設等の管理者の名称

河内長野市長 島田 智明

2.3. 事業の目的

河内長野市（以下「市」という。）では、社会情勢や家庭環境の変化、他の自治体の動向などから、中学校における全員給食実施の機運が高まってきたことから、令和2年度に「河内長野市学校給食のあり方検討委員会」を設置し、中学校給食のあり方を中心に、様々な角度から改めて議論を行い、令和4年5月に「河内長野市学校給食の基本方針」を策定した。

この基本方針を踏まえ、中学校全員給食の実施に係る安全で安心・安定な学校給食の実現に向け、各実施調理方式を比較検討したところ、センター方式（共同調理方式）を採用することとし、その施設整備にあたっては、現給食センターでは十分な容量を有しておらず、加えて設備面での老朽化の課題もあることから、学校給食施設を新設することとした。

これらの経緯を踏まえ、新たな学校給食センターの整備に必要となる基本的な事項を「河内長野市学校給食（施設整備）基本計画」（以下、「基本計画」という。）として取りまとめた。

本事業は、基本計画において整備することとした学校給食センターの整備・運営を行い、安全安心で魅力ある学校給食を実現することを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な学校給食の提供を実現するとともに、財政負担の軽減の観点から本事業の実施にあたり、DBO方式の導入を図るものとする。

2.4. 用語の定義

実施方針において、使用する用語は、以下の定義とする。

ア 本件施設

新たに整備する給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、植栽・外構等を含むすべての施設をいう。

イ 本件施設用地

本件施設を建設する事業用地であり、事業者の維持管理の対象範囲となる土地をいう。

ウ 調理設備

調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚、コンテナ等）をいう。

エ 調理備品

ボウル、温度計、計量カップ、はかり、まな板等、調理業務に必要な備品をいう。

オ 事務備品

机・椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

カ 什器備品

調理備品と事務備品を総称したものをいう。

キ 食器・食缶等

食器、食器かご、食缶、おたま等、児童・生徒・教職員が使用する備品をいう。

ク 配送校

本事業において給食配送対象となる学校をいう。

ケ 保守

初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替等の軽微な作業をいう。

コ 修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替等は除く。

サ 更新

劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。

シ 補充

破損や損傷した備品等を新しい物に取り替え、当初と同じ数量に維持することをいう。

ス 契約

基本協定、設計・建設業務請負契約及び維持管理・運營業務委託契約を総称したものをいう。

セ 契約書等

基本協定書、設計・建設業務請負契約書及び維持管理・運營業務委託契約書を総称したものをいう。

2.5. 基本理念

本事業は、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が本件施設を整備し、維持管理・運営期間内において本件施設等の維持管理及び運営を行う。

事業者は、以下に基づく施設整備を実施するとともに、当該施設整備により実現した性能・機能等を維持・向上できる維持管理及び運営を実施するものとする。

ア 全員給食による中学校給食の実施

- ・ 適切な計画食数を設定することにより、全員給食による中学校給食の実施が可能となる施設整備を行う。
- ・ 全員給食の実現にあたり、児童・生徒にふさわしい献立内容の給食提供が可能となる施設整備を行う。

イ 安全で安心・安定な学校給食

- ・ 「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」に基づき衛生管理環境が確保された施設とすることにより、安全で安心・安定な学校給食の提供が可能となる施設整備を行う。
- ・ 二重食缶を導入することにより、温かいものは温かく、冷たいものは冷たい、おいしい給食を提供する。
- ・ アレルギー対応室を設置することで、食物アレルギー対応食の調理が可能となり、より安全で安心・安定な給食の提供を推進する。

- ・ 電解水を利用できる施設とすることで、より効率的で衛生的な調理作業が可能となる施設整備を行う。
- ウ 食育の推進
- ・ 学校給食を「生きた教材」ととらえ、食に関する学習活動が可能となる施設整備を行う。
 - ・ 地産地消の推進による食材の取り扱いが可能となる施設整備を行う。
- エ 学校運営・学校環境への影響の軽減
- ・ 学校の給食時間に合わせて調理可能な調理設備の導入、配送校の配膳室の状況に配慮したコンテナの導入など、学校運営・学校環境への影響を軽減することが可能となる施設整備を行う。
- オ 学校給食の持続可能で効率的な給食運営
- ・ 高効率な設備を導入して省エネルギー・省資源化を図るなど、環境負荷を軽減することが可能となる施設整備を行う。
 - ・ 厨芥処理システムの導入など、ごみの減容、減量を推進することが可能となる施設整備を行う。
 - ・ 臭気・騒音対策や交通安全対策のほか、外観にも配慮するなど、地域の周辺環境負荷を軽減することが可能となる施設整備を行う。

2.6. 事業の内容

2.6.1. 本件施設用地の立地条件等

ア 所在地	河内長野市小山田町 379 番 1 他
イ 面積	約 7,200 m ² (法面部、歩道部を含む)
ウ 都市計画	
(ア) 都市計画区域	市街化区域
(イ) 用途地域	第一種中高層住居専用地域 (令和 6 年 9 月頃に工業系用途地域に用途変更する予定)
(ウ) 防火指定	なし
(エ) その他の地域区域	第二種高度地区、宅地造成工事規制区域、建築基準法第 22 条指定区域
(オ) 建ぺい率・容積率	60%・200%
エ 埋蔵文化財包蔵地登録	なし
オ その他	市は、令和 7 年 7 月末までに既設建物の解体を含む宅地造成工事を完了する予定である。

※ 上記は参考として示すものであり、事業者は、本事業の検討・実施等にあって、自らの責任において関係機関等への確認を行うこと。

2.6.2. 施設要件

(1) 基本的考え方

給食センターにおける施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については「要求水準書」で提示するが、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、高い衛生水準を実現するとともに、ドラ

イシステムによる汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニング、HACCP の概念を取り入れた衛生管理、食物アレルギー対応食の提供に対応した施設・設備等を想定している。また、地産地消への取り組みや食育との関わりへの配慮、環境負荷に対する低減への配慮などの実現も目指している。

(2) 献立方式

献立方式の詳細については「要求水準書」にて提示する。

(3) 施設規模

1日当たり最大6,500食が無理なく供給、業務処理等できる施設とする。

(4) 施設機能

本件施設に必要な、施設内容は以下のものが想定される。なお、市として施設・設備構成、規模、設計等に要求する水準については「要求水準書」に示す。

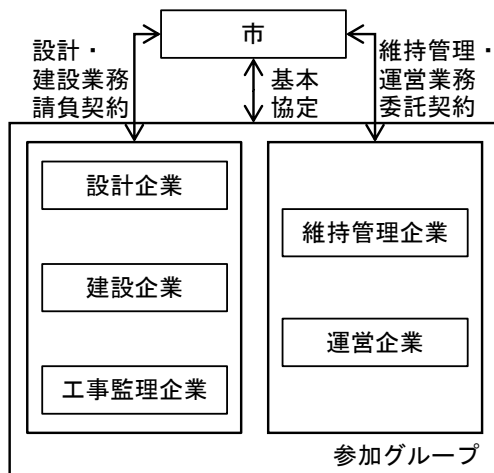
区域区分		諸室等
一般エリア	市専用部分	市職員事務室（書庫、倉庫、更衣、給湯室設置）、市職員・来客用玄関、市職員用トイレ 等
	共用部分	見学スペース、会議室、小会議室、外来トイレ、バリアフリートイレ、移動式釜保管庫、廊下等、施設出入口、機械室・電気室・ボイラー室、エレベーター 等
	事業者専用部分	事業者事務室（書庫、倉庫、更衣室設置）、事業者用玄関、食堂兼休憩室、事業者用トイレ、配送員用控室 等
給食エリア	汚染作業区域	<ul style="list-style-type: none"> ■検収エリア 食材搬入用プラットホーム、荷受室、検収室、廃棄庫（可燃物庫・不燃物庫） 等 ■下処理エリア 泥落とし室、魚肉下処理室、野菜類下処理室、冷蔵庫・冷凍庫、食油庫、容器・器具等洗浄室、食品庫（兼調味料庫）、調味料計量室、物品倉庫、卵処理室 等 ■洗浄エリア 洗浄室、残渣室、洗剤庫、食缶等回収用風除室 等
	非汚染作業区域	<ul style="list-style-type: none"> ■調理エリア 煮炊き調理室、野菜上処理室、揚物・焼物調理室、サラダ・和え物室、アレルギー対応室、容器・器具洗浄室、添物用仕分室 等 ■消毒保管エリア コンテナ室 等
	一般区域	<ul style="list-style-type: none"> ■調理作業区域入室前の滅菌等エリア 汚染準備室、非汚染準備室、配送前室 等 ■事務機能 調理員更衣室、洗濯・乾燥室、調理従事者用トイレ、倉庫 等
付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ■駐車場 駐車場、駐輪場 ■その他 排水処理施設、受水槽、ごみ置場、植栽、車路、門扉及び扉、防火水槽 等 	

2.6.3. 事業方式

本事業は DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。市は本件施設の設計・建設及び維持管理・運営に係る資金を調達する。なお、本件施設は、市が所有する。また、本件施設の設計・建設業務は、学校施設環境改善交付金の対象事業として実施する。

2.6.4. 事業スキーム

事業スキームは、以下のとおりとする。



- ※1 各企業の概要は、「3.3. 参加者が備えるべき参加資格要件」のとおりとする。
- ※2 基本協定及び設計・建設業務請負契約は、令和6年10月下旬を目途として締結（設計・建設業務請負契約は仮契約）し、設計・建設業務請負契約は市議会の議決を得たときに本契約として効力を生じるものとする。
- ※3 維持管理・運営業務委託契約は、設計・建設業務請負契約の本契約と同一日に契約を締結する。

2.6.5. 事業期間

本事業の事業期間は、設計・建設業務請負契約及び維持管理・運営業務委託契約締結日から令和23年7月末日までとする。

2.6.6. 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 設計・建設業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務
- (ウ) 建設業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 調理設備調達業務
- (カ) 調理備品調達業務
- (キ) 食器・食缶等調達業務
- (ク) 事務備品調達業務
- (ケ) 配膳室備品調達・更新業務
- (コ) 歩道舗装工事業務
- (サ) 近隣対応・周辺対策業務
- (シ) 各種許認可申請等の手続業務
- (ス) 中間・竣工検査及び引き渡し業務
- (セ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 開業準備業務

- (ア) 各種設備・備品等の試運転

-
- (イ) 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
 - (ウ) 各種マニュアルの作成
 - (エ) 開業準備期間中の施設の維持管理
 - (オ) 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
 - (カ) 従業員等の研修
 - (キ) 調理リハーサル
 - (ク) 配送リハーサル
 - (ケ) 給食提供訓練業務
 - (コ) 試食会の開催支援
 - (サ) 事業説明資料の作成
 - (シ) 映像紹介資料の作成
 - (ス) その他これらを実施する上で必要な関連業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 外構等保守管理業務
- (エ) 調理設備保守管理業務
- (オ) 事務備品保守管理業務
- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務
- (ク) 長期修繕計画作成業務
- (ケ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

エ 運営業務

- (ア) 食品検収補助・保管業務
- (イ) 調理業務
- (ウ) 配送・回収業務
- (エ) 洗浄・消毒等業務
- (オ) 配膳業務
- (カ) 廃棄物処理業務
- (キ) 運営備品保守管理業務
- (ク) 配送車調達・維持管理業務
- (ケ) 衛生管理業務
- (コ) 食育推進促進業務
- (サ) 広報支援業務
- (シ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

なお、運営業務のうち、市が実施するものは、以下のとおりである。

- (ア) 食品調達業務
- (イ) 食品検収指示業務
- (ウ) 献立作成業務

-
- (エ) 栄養管理業務
 - (オ) 調理指示業務
 - (カ) 給食費徴収管理業務
 - (キ) 食数調整業務
 - (ク) 広報業務
 - (ケ) 食育業務
 - (コ) 配膳室整備・改修業務
 - (サ) 光熱水費の負担

2.6.7. 事業の実施スケジュール（予定）

事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。事業者提案によるイ～エのスケジュールの変更は可能とするが、施設の供用開始時期の遅延は認めない。

ア	契約締結	令和6年12月
イ	設計・建設期間	令和6年12月～令和8年10月（1年11か月間）
ウ	本件施設の引き渡し	令和8年10月
エ	開業準備期間	令和8年11月～令和8年12月（2か月間）
オ	維持管理・運営期間	令和9年1月～令和23年7月（14年7か月間）

2.6.8. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守する。

2.6.9. 個人情報保護

事業者は、本事業の実施にあたり、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱う。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、設計・建設、開業準備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的な業務の実施を求めることから、事業者の選定にあたっては、民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は「公募型プロポーザル方式」により行うものとする。

3.2. 事業者の募集及び選定のスケジュール

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

	日程	内容
令和6年	4月10日（水）	募集要項等の公表
	5月7日（火）	募集要項等に関する質問（1回目）受付期限
	5月24日（金）	募集要項等に関する質問（1回目）に対する回答期限
	6月10日（月）	参加表明書及び参加資格審査書類の受付期限
	6月14日（金）	参加資格審査結果の通知
	6月17日（月）	募集要項等に関する質問（2回目）受付期限
	7月5日（金）	募集要項等に関する質問（2回目）に対する回答期限
	8月8日（木）	提案書の受付期限
	9月中旬	提案書に関するヒアリング（プレゼンテーションを含む）
	9月中旬～下旬	優先交渉権者の決定及び公表
	10月下旬	基本協定の締結及び設計・建設業務請負契約の仮契約締結
	12月	設計・建設業務請負契約の本契約締結（議会承認後） 及び維持管理・運営業務委託契約の締結

3.3. 参加者が備えるべき参加資格要件

3.3.1. 参加者の構成等

参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 参加者は、本事業の設計・建設業務のうち設計を担当する企業（以下「設計企業」という。）、建設を担当する企業（以下「建設企業」という。）、工事監理を担当する企業（以下「工事監理企業」という。）、本事業の維持管理業務を担当する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本事業の運営業務を担当する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業（以下「構成員」という。）のグループにより構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

なお、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、少なくとも以下の業務を実施するものとする。

- (ア) 設計企業：設計・建設業務のうち設計業務
- (イ) 建設企業：設計・建設業務のうち建設業務
- (ウ) 工事監理企業：設計・建設業務のうち工事監理業務
- (エ) 維持管理企業：維持管理業務のうち建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務
- (オ) 運営企業：運営業務のうち調理業務、洗浄・消毒等業務、衛生管理業務、統括責任者の配置

また、本事業を実施する上で必要となる上記以外の業務を担当する企業等（以下「その他企業」という。）を含めることができる。

- イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、建設企業と工事監理企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）
- ウ 構成員のうち、運営企業を代表企業として定め、応募手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る参加グループ内のすべての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知等については、原則として、すべて代表企業を通じて行う。なお、本事業に係る SPC（特別目的会社）の設立は不要とする。
- エ 一参加者の構成員は、他の参加者の構成員になることはできない。ただし、設計・建設業務請負契約が本契約として効力を生じた後、選定されなかった参加者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- オ 構成員は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託又は下請負人を使用することができるが、その際は、市に通知し、承諾を得るものとする。

3.3.2. 参加者の資格要件

参加者の構成員は、次の参加資格要件のうち、分担する業務範囲に応じた要件のいずれにも該当しなければならない。

- ア 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、すべての企業が（ア）及び（イ）の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。
 - （ア） 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - （イ） 令和 6 年度河内長野市競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。
 - （ウ） 国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 2,500 m²以上の公共施設（平成 27 年 4 月以降に竣工した施設に限る）の実施設計を元請として完了した実績を有していること。
 - （エ） 平成 27 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食センター（学校給食法に定める義務教育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。）の実施設計を元請として完了した実績を有していること。
- イ 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、すべての企業が（ア）から（イ）までの要件を満たし、かつ少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。
 - （ア） 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
 - （イ） 令和 6 年度河内長野市競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。
 - （ウ） 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）

の結果において建築工事一式の総合評定値が、市内に建設業法上の主たる営業所を有する者（市内業者）は 750 点以上、それ以外の者は 1,000 点以上であること。

(エ) 国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 2,500 m²以上の公共施設（平成 27 年 4 月以降に竣工した施設に限る）の施工を元請として完了した実績を有していること。
なお、共同企業体で施工した場合、共同企業体の構成員数が 3 社以上で 20%以上出資した者、2 社で 30%以上出資した者については実績とみなす。

ウ 工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して工事監理業務を実施する場合、すべての企業が（ア）及び（イ）の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ) 令和 6 年度河内長野市競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。

(ウ) 国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 2,500 m²以上の公共施設（平成 27 年 4 月以降に竣工した施設に限る）の工事監理を元請として完了した実績を有していること。

(エ) 平成 27 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食センターの工事監理を元請として完了した実績を有していること。

エ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して維持管理業務を実施する場合、すべての企業が（ア）の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。

(ア) 令和 6 年度河内長野市競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。

(イ) 平成 27 年 4 月以降に国又は地方公共団体が発注した公共施設の維持管理業務を元請として完了した実績を有していること。

オ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して運営業務を実施する場合、すべての企業が（ア）の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。

(ア) 令和 6 年度河内長野市競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。

(イ) 平成 27 年 4 月以降にドライシステムの学校給食センターの調理業務（元請に限る）又は大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年厚生省生活衛生局長通知第 85 号）に基づき、同一メニューを 1 回 1,500 食以上若しくは 1 日 3,000 食以上を提供する調理施設における調理業務を元請として完了した実績を有していること。

カ その他企業は、次の要件を満たしていること。

(ア) 令和 6 年度河内長野市競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。

3.3.3. 構成員の制限

次に該当する者は、参加者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当する者

イ 国・大阪府・市の指名停止措置を受けている者

ウ 令和元年 4 月以降に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定に基づく営業停止等の行政処分を受けている者

-
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は提案書提出日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りしている者
- カ 法人税、消費税、法人市民税を滞納している者
- キ 次の（ア）から（カ）までのいずれの場合にも該当する者（（ウ）～（キ）については役員又は使用している相当の責任の地位にある者が該当する場合も含む）
- （ア） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
- （イ） 暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。
- （ウ） 自己、自己が経営する法人その他の団体、自己が所属する法人その他の団体又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用していること。
- （エ） 暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っている。
- （オ） 暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。
- （カ） （ア）～（オ）に掲げるもののほか、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- ク 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者
- ※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。
- ・株式会社アトラスワークス 東京都中央区日本橋 2 丁目 1 - 7 丹生ビル 2 階
 - ・NiX JAPAN 株式会社 富山県富山市奥田新町 1 番 23 号
 - ・内藤・さきくさ法律事務所 東京都中央区築地 2 丁目 3 番 4 号築地第一長岡ビル 10 階
- ケ 市が本事業のために設置する選定審査会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者。なお、募集要項等の公表日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

3.3.4. 河内長野市競争入札参加資格有資格者名簿に登録がない者の参加

3.3.2. に掲げる河内長野市競争入札参加有資格者名簿に登録がない者が参加する場合は、参加表明書の提出時に次のとおり資料を提出すること。なお、審査により、参加を認めないとされた者は、参加を認めないと判断された理由について、書面により説明を求めることができる。なお、本申請について得た参加資格は本事業に限るものとする。

ア 3.3.3 カに示す確認資料

(ア) 法人市町村民税又は市町村民税に未納の額がないことを証する書類

法人にあつては所在する市町村の法人市町村民税に係る完納証明書（支店等（受任者）で申請をする場合は、本店・支店等の双方）を、個人にあつては所在する市町村の市町村民税の完納証明書を提出すること。なお、当該証明書については、参加資格審査書類の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

(イ) 河内長野市に対し納付すべき市税に未納の額がないことを証する書類

河内長野市に対し納付すべき市税（固定資産税・都市計画税）がある者は、河内長野市税に係る完納証明書を提出すること。なお、当該証明書については、参加資格審査書類の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。河内長野市に対し納付すべき市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」（様式集 様式9）を提出すること。

(ウ) 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあつては納税証明書の様式その3の3を、個人にあつては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、参加資格審査書類の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

イ 会社概要等

(ア) 会社概要のわかるもの（パンフレット等既存のもので可。）

(イ) 履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）

当該証明書については、参加資格審査書類の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 役員等調書及び照会承諾書（様式集 様式10）

エ 委任状及び使用印鑑届出書（様式集 様式11）

オ 印鑑証明書（法人）または印鑑登録証明書（個人）

当該証明書については、参加資格審査書類の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

カ その他免許・許可・登録証明書等（業種により必要となる資料が異なるため、市に問い合わせること。）

3.3.5. 地域経済への配慮

本事業の実施に当たっては、河内長野市内に本社、本店等の主たる営業所を有する事業者の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、事業期間中における必要な物資・飲食物・消耗品等を市内から調達するなど、地域経済の振興に配慮すること。

3.3.6. 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書及び参加資格審査書類の受付締切日とする。ただし、参加資格確認後、優先交渉権者の決定日までの間に、参加者の構成員が上記参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

ア 構成員のうち、代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

イ 構成員のうち、代表企業以外の者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市

と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。
参加者は、代表企業以外の構成員を欠き、当該構成員の除外又は変更を行う場合は、参加グループの構成員変更届（様式集 様式 21）を以下に持参又は郵送により提出すること。

〒586-8501 河内長野市原町一丁目 1 番 1 号（市役所 7 階）
河内長野市教育委員会事務局 教育推進部 学校教育課

3.4. 参加手続き等

3.4.1. 募集要項等に関する質問の受付（1 回目）

応募者から募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和 6 年 4 月 10 日（水）から令和 6 年 5 月 7 日（火）17 時 00 分まで

(2) 受付方法

件名を「(企業名・質問書) 河内長野市新学校給食センター整備運営事業」とし、募集要項等に関する質問及び意見書（様式集 様式 1）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール：kyuushokuc-project@city.kawachinagano.lg.jp

3.4.2. 募集要項等に関する質問に対する回答（1 回目）

募集要項等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和 6 年 5 月 24 日（金）に、市ホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

3.4.3. 参加表明書及び参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知

応募者は、参加表明書及び参加資格審査書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに参加資格審査書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は提案書を提出することはできない。

(1) 参加表明書及び参加資格審査書類の受付期間・提出場所及び方法

ア 受付期間

令和 6 年 4 月 10 日（水）から令和 6 年 6 月 10 日（月）までの河内長野市の休日に関する条例（平成 2 年条例第 16 号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分。（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。）

ただし、郵送による場合は、令和 6 年 6 月 10 日（月）17 時 00 分までに必着のこと。

イ 提出場所

〒586-8501 河内長野市原町一丁目 1 番 1 号（市役所 7 階）
河内長野市教育委員会事務局 教育推進部 学校教育課

ウ 提出方法

参加表明書及び参加資格審査書類は、提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付すること。

(2) 参加資格審査書類の作成

参加資格審査書類は、様式集（様式2～19）に定めるところに従い作成すること。

なお、市は、提出された参加資格審査書類を審査した上で必要があると判断した場合は、当該参加資格審査書類の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

(3) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、参加資格審査書類を提出した者に対して、書面により令和6年6月14日（金）までに通知する。

(4) 参加資格がないとされた場合の扱い

参加資格審査により、参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

ア 受付日時

令和6年6月14日（金）から令和6年6月20日（木）までの休日を除く9時00分から17時00分。（12時00分から13時00分までを除く。）

ただし、郵送による場合は、令和6年6月20日（木）17時00分までに必着のこと。

イ 提出場所

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号（市役所7階）

河内長野市教育委員会事務局 教育推進部 学校教育課

ウ 提出方法

参加資格がないとされた理由の説明要求書（様式集 様式20）を提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付すること。

エ 回答

令和6年6月24日（月）までに書面により回答する。

(5) その他

ア 参加資格審査書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 市は、提出された参加資格審査書類を参加資格の審査以外の目的で提出者に無断で使用しない。

ウ 参加資格審査において参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該審査結果を取り消すものとする。

エ 参加資格審査書類の提出以後、参加者が提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式集 様式22）を提案書の受付期限までに以下に持参又は郵送により提出すること。

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号（市役所7階）

3.4.4. 募集要項等に関する質問の受付（2回目）

参加者から募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年6月10日（月）から令和6年6月17日（月）17時00分まで

(2) 受付方法

件名を「(代表企業名・質問書) 河内長野市新学校給食センター整備運営事業」とし、募集要項等に関する質問書（様式集 様式1）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール：kyuushokuc-project@city.kawachinagano.lg.jp

3.4.5. 募集要項等に関する質問に対する回答（2回目）

募集要項等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和6年7月5日（金）に、市ホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

3.4.6. 提案書の受付

参加者は、提案書を受付期限日までに市に提出すること。

(1) 提案書の受付期間・提出場所及び方法

ア 受付期間

令和6年6月14日（金）から令和6年8月8日（木）までの休日を除く9時00分から17時00分。（12時00分から13時00分までを除く。）

ただし、郵送による場合は、令和6年8月8日（木）17時00分までに必着のこと。

イ 提出場所

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号（市役所7階）

河内長野市教育委員会事務局 教育推進部 学校教育課

ウ 提出方法

提案書を提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、持参による場合は、提出日時を事前に電話連絡を行うこと。また、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付すること。

(2) 提案審査書類の受付にあたっての留意事項

ア 募集要項等の承諾

参加者は、募集要項等の記載内容を承諾の上、提案書を提出すること。

イ 費用負担等

提案書の作成及び提出等に係る必要な費用は、全て参加者の負担とする。

ウ 提案書の作成方法

提案書は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

エ 棄権

参加者が、提案書の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

オ 公正な競争の確保

参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。参加者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、事業者の選定を公正に実施することができないと認められるときは、当該参加者又はその代理人の提出する提案書を受け付けず、事業者の募集を延期又は取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

カ 提案価格の記載等

(ア) 提案限度額

8,946,975,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(イ) 提案価格の記載

提案価格は、価格提案書（様式集 様式 39）に記載すること。この際の計算に物価変動率は見込まないものとする。

なお、維持管理・運営対価の消費税及び地方消費税については、固定料金・変動料金の別に維持管理・運營業務委託契約書（案）別紙 4-2 に示す各回（58 回）の支払いに応じて算出した額を合計すること。

キ 提案価格算定用提供給食数

提案価格の算定にあたっては、以下の年度毎の食数等に基づいて算出すること。なお、年間の施設稼働日数は、小学校が 187 日、中学校が 187 日とする。

年度	提供給食数	年度	提供給食数
令和 8 年度	6,445	令和 16 年度	5,084
令和 9 年度	6,265	令和 17 年度	4,927
令和 10 年度	6,085	令和 18 年度	4,826
令和 11 年度	5,903	令和 19 年度	4,726
令和 12 年度	5,718	令和 20 年度	4,625
令和 13 年度	5,557	令和 21 年度	4,523
令和 14 年度	5,400	令和 22 年度	4,424
令和 15 年度	5,241	令和 23 年度	4,331

ク 提案書の取扱い

(ア) 著作権

提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市は、本事業において公表が必要と認めるときは、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案については、市が事業者の選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた提案書は一切返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護されて第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使

用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は参加者が負うこととする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(ウ) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、提案書の作成以外の目的で使用することはできない。

(エ) 提案書の変更禁止

提案書の変更はできない。ただし、誤字等の修正についてはこの限りではない。

ケ 契約保証金

設計・建設期間については、設計・建設業務請負契約の効力の発生と同時に請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1以上に相当する額を契約保証金として納付するものとする。

開業準備期間及び維持管理・運営期間については、本件施設引渡日までに、維持管理・運営初年度の委託料（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1以上に相当する額を契約保証金として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付は、これに代わる担保の提供等をもって代えることができるものとし、詳細については、設計・建設業務請負契約書（案）及び維持管理・運營業務委託契約書（案）に記載する。

3.5. 優先交渉権者の決定方法等

優先交渉権者の決定方法は公募型プロポーザルとし、審査は「参加資格審査（第一次審査）」、「提案内容審査（第二次審査）」の二段階に分けて実施する。なお、詳細は事業者選定基準を参照のこと。

3.5.1. 審査

審査は、市が本事業のために設置する河内長野市新学校給食センター整備運営事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）が事業者選定基準に基づき行う。

3.5.2. ヒアリングの実施

事業者選定基準に基づき加点項目審査の対象となった参加者に対して提案内容の説明を求めため、ヒアリングを行う。

なお、実施日時や開催場所等の詳細については、別途、参加者に対して通知するものとする。

3.5.3. 優先交渉権者の決定

(1) 優先交渉権者の決定

市は、参加資格審査及び提案内容審査の結果により選定された最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。

なお、決定結果について、異議申立ては一切受け付けない。

(2) 結果の公表

市は、各参加者の代表企業に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。

(3) 優先交渉権者を決定しない場合の措置

参加者の募集、提案書の受付期限において、最終的に参加者がいない場合には、優先交渉権者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、参加者が1者であった場合も参加資格審査及び提案内容審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該参加者を優先交渉権者として決定する。

ただし、参加資格審査及び提案内容審査（見積価格の適格審査、必須項目審査）において失格となった場合又は事業者として適切ではないと判定された場合（加点項目審査における総合評価点が1,000点中600点未満の場合）は、本プロポーザルは成立しないものとする。

3.6. 契約に関する基本的な考え方

3.6.1. 契約の締結

市は、優先交渉権者決定後に、優先交渉権者を相手方として基本協定及び設計・建設業務請負契約の仮契約を締結する。

設計・建設業務請負契約の仮契約は、河内長野市議会において同契約の締結に係る議決を得た場合に本契約となる。また、設計・建設業務請負契約が本契約として効力を生じた後、速やかに市は、優先交渉権者を相手方として、維持管理・運營業務委託契約を締結する。それぞれの契約金額は、価格提案書（様式集 様式39）に記載された見積額の内訳による。

3.6.2. 参加資格を欠いた場合の対応

優先交渉権者の代表企業及び代表企業以外の構成員が基本協定の締結までの間に参加者が備えるべき参加資格要件を満たさなくなったときは、当該参加者の優先交渉権者の決定を取り消すことができる。その際に、設計・建設業務請負契約の仮契約を締結していた場合は当該契約の効力を取り消すことができるものとする。優先交渉権者の決定を取り消す場合、市は当該参加者以外の参加者のうち、最も評価の高かった者を優先交渉権者として3.6.1の手続きを行う。

ただし、市が別途指定する期間内に、参加資格要件を満たさなくなった構成員（代表企業は除く）に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完をした場合には、優先交渉権者の決定及び仮契約の効力を取り消さない場合がある。

なお、市は優先交渉権者の事由により基本協定を締結できない場合は、設計・建設業務請負契約の契約金額の10分の1に相当する額を違約金として請求することがある。

3.6.3. 基本協定書及び契約書の内容変更

優先交渉権者との基本協定及び各種契約の締結に際し、基本協定書及び各種契約書の内容変更は行わない。ただし、基本協定及び各種契約の締結（設計・建設業務請負契約の場合は仮契約の締結）までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

3.6.4. 基本協定書及び契約書作成費用

基本協定書及び各種契約書の検討に係る優先交渉権者側の弁護士費用、印紙代など、基本協定書及び各種契約書の作成に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。

3.6.5. 支払方法

(1) 設計・建設業務請負契約

市は、事業者が実施する設計・建設に係る請負代金について、設計・建設業務請負契約書の規定に基づき支払うものとする。なお、令和6年度に支払いは行わない。

(2) 維持管理・運營業務委託契約

a) 開業準備業務費

市は、事業者が実施する開業準備に係る委託料について、維持管理・運營業務委託契約書の規定に基づき維持管理・運營業務開始時に一括して支払うものとする。

b) 維持管理・運營業務費

市は、事業者が実施する維持管理・運営に係る委託料について、維持管理・運營業務委託契約書の規定に基づき維持管理・運營業務開始後から維持管理・運営期間にわたって年4回支払うものとする。

4. その他

4.1. 議会の議決

市は、設計・建設業務請負契約の締結に関する議案を令和6年12月河内長野市議会定例会に提出する予定である。

4.2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市ホームページ等により行う。

4.3. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

4.4. プロポーザル参加に伴う費用負担

プロポーザル参加に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

4.5. 募集要項等に関する問合せ先

募集要項等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

河内長野市教育委員会事務局 教育推進部 学校教育課 学校給食係 〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号（市役所7階） 電話：0721-53-1111（代表） 電子メール：kyuushokuc-project@city.kawachinagano.lg.jp
--